

宿泊税説明会に関するQ & A

番号	カテゴリ	ご質問	回答
1	補助金	ハードウェアの補助対象について教えてください。	基本は、既存のシステムの改修に対する補助制度となります。ハードウェアを含めた改修が必要となるかどうか事務局で確認して対応しますので、事務局に事前相談をしてください。
2	補助金	システム補助金について1事業社としての申請ですか。それとも、1施設としての申請ですか。	原則1施設あたりの申請です。一方で、多くの施設を一つのシステムで管理している場合は、実際のシステム改修費用いくらかかるのか整理していただいた上で、一度、沖縄県の事務局にご相談ください。
3	補助金	特別徴収義務の申請書が5月頃届く予定と言っていましたが、県のシステム補助申請に間に合いますか。	システム改修の実績報告時に登録を確認できれば問題ございません。まずは、3月1日～6月末までに申請をしていただき、その後、改修作業を終わって実績報告をだす段階までに登録を済ませてください。
4	制度	特別徴収義務者登録はeLTAXで行いますか。また、いつから受付が開始されますか。	特別徴収義務者登録については宮古島市から申請書を送付しますので、紙に記載していただき申告していただきます。申請書の送付は5月頃を予定しています。
5	制度	特別徴収義務者の登録は、宿泊施設ごとですか。	はい。施設ごとです。
6	制度	委託契約の場合、代理で申告するということでしょうか。	委託契約によって施設経営の決定権を委託している方が特別徴収義務者となります。
7	制度	宿泊税徴収は、令和9年2月1日チェックインからでよいか。	はい、そのとおりです。令和9年1月31日～2月1日にかけて宿泊する場合は対象外となります。
8	制度	税額計算の際の小数点以下の対処法を教えてください。	1名、一泊あたりに対して、1,000円未満を切り捨て税率をかけてください。
9	制度	1,000円未満切り捨ての算出方法ついて、わかりやすい計算等の資料が掲載されていないので、載せてほしい。	早見表を作成したので、料金算定の際の参考にしてください。
10	制度	領収書には宿泊税と明記した方がいいですか。	はい、宿泊税の名称および金額を明記してください。
11	制度	2泊した場合、1泊目と2泊目の料金が異なる場合はどうしたらよいですか。	それぞれ1泊あたりの宿泊料金で算出してください。
12	制度	徴収した宿泊税について、翌月末までに申告納入とありますが、月をまたぐ宿泊の場合は、チェックインベースと日割ベースのどちらで申告したらいいですか。	日割りで一泊あたりの計算で申告をお願いします。
13	制度	一棟貸しで1名あたりの単価設定が無い場合の宿泊料金については、どのように算定したらよいのでしょうか。	1人あたりの料金が設定されていない場合は宿泊料金を人数で割って料金を算出し2%かけて頂くという形になります。
14	制度	子供の料金形態が0円の場合がありますが、こちらは課税対象者となりますか。	子供に係る料金が0円の場合は課税対象とはなりません。
15	制度	食事代込みで料金設定している場合、金額で一律控除としてよいのか、一定の割合等がありますか。	基準となる金額等はないので事業所側で食事代相当分の金額を控除してください。
16	制度	食事代が大半を占めるという設定にしまつて大丈夫でしょうか。	宿泊施設によるかと思いますが、仮に調査が入った場合に経費等で証明でき、また、素泊まりのみで宿泊する宿泊客との宿泊費の整合性がとればよいと考えます。
17	制度	航空運賃とセットの場合で宿泊料金が見えない場合どのようにしたらよいですか	宿泊施設側と旅行会社との契約の中で宿泊料金が定まっているかと思いますが、そちらを課税標準として頂きたいです。
18	制度	宿泊施設として素泊まり料金と航空運賃セット料金の内訳が宿泊客に見えてしまうということは、避けられないということになりますか。	はい、その通りです。ある程度、宿泊客に内訳が見えてしまうというのはご理解いただきたいです。

番号	カテゴリ	ご質問	回答
19	制度	施設使用料として小さいお子様の料金を徴収していますが、こちらは宿泊料に含まれますか。	当該施設使用料が寝具使用料や入浴代などの宿泊の対価としてご負担いただくものであれば、宿泊料金にあたります。
20	制度	ホテルのグレードアップ、レイトチェックアウトなどの追加料金は対象となりますか。	宿泊税の対象となります。
21	制度	キャンセル料は課税対象ですか。	キャンセルの場合は課税対象となりません。
22	制度	キャンセル料について、例えば、2名で予約して1名のみが宿泊した場合、徴収はどのように行えばいいですか。	宿泊した1名の宿泊料金が課税対象となります。
23	制度	クリーニング代（特別清掃）、備品の破損などの損害賠償が発生した場合は対象になりますか。	損賠賠償となりえる場合は非課税となります。
24	制度	パッケージ料金内訳を見せたくない場合（仕入れ値、基本料金等）、お客様に開示できる範囲の額で税額を算出できませんか。	宿泊税の制度上、契約ごとの宿泊料金で算出してください。
25	制度	OTAでの予約の場合、手数料を差し引いた料金としますか。	OTAを通した場合、販売手数料を差し引く前の宿泊料金を対象とします。
26	制度	OTAサイトから予約した際に食事代込みの場合は、食事代を差し引いた金額に税率をかけますか。	食事代は差し引いた素泊まり料金に税率をかけてください。
27	制度	エージェント（旅行会社）やOTAが最初の販売時に宿泊税を徴収した後、宿泊施設に支払いますか。それとも、宿泊施設側で現金またはカード等で支払っていただく形になりますか。	税の仕組み上、特別徴収義務者となるのは宿泊施設の経営者となります。OTAまたは旅行会社等から、どのような形で宿泊税相当額を宿泊者からいただくかは、宿泊施設側と旅行業者側とでご確認していただければと考えています。ただし、全国状況としては、旅行業者側では徴収しないという形となっていることが多い傾向にはあります。
28	制度	キャッシュレスで支払われた場合、手数料を差し引いた料金を宿泊料金としますか。	キャッシュレス手数料を差し引く前の料金を対象とします。
29	制度	課税免除の仕組みについて教えてください。	宿泊施設の方では、課税免除証明書の提出がある場合は、課税免除していただきます。学校が行う教育活動の中で宿泊がともなうもの（通信制課程教育、修学旅行、弁論大会等）、学校以外の団体が行うスポーツ大会や文化大会等が課税免除の対象となります。
30	制度	スポーツ行事、学校関係等で宿泊の場合、関係団体の家族が個別で宿泊した場合は、課税免除の対象になりますか。	引率者、競技者以外の家族は課税免除対象にはなりません。
31	制度	納税する場合は電子申告等ですが、それ以外に報告しなければならない書類のフォーマットはありますか。それとも、すべてシステム上での報告になりますか。	申告と納付については、eLTAXもしくは紙での申告となります。帳票については税務課の方でHP等で作成します。
32	制度	宿泊税納入申告について、会社全体の申告ですか。それとも、施設ごとに申告しなければいけないですか。	施設毎に納入申告を行ってください。
33	制度	納入期限の特例申請期限は都度申告ですか。	月平均の納入金額が30万円以下の場合、どちらかのタイミングで申請してください。一度、申告納入期限の特例の指定を受けると、その指定を取り消さなれないかぎり、特例が適用されます。
34	制度	申告納入について、申告納入期限の特例を受ける申請の開始日、予定を教えてください。	最短で3ヶ月の実績（月平均30万円以下）が必要となりますので、まずは通常納付をした後、5月2日以降から申請していただき、特例（3ヶ月に一度）を受けることとなります。
35	制度	特例申請はいつのタイミングで行えばいいでしょうか。	税導入の令和9年2月～4月までの3ヶ月の実績を確認後、令和9年5月からの申請が一番早くできるようになります。

番号	カテゴリ	ご質問	回答
36	制度	特別徴収義務者報奨金の支払い時期について教えてください。	こちらは、年度ごとの支払いとなります。令和8年度分については令和9年度7月~8月頃に支給する予定です。
37	制度	申告納入の際、少なく申告した場合や間違えて多く申告してしまった場合の確認等はどの機関が確認しますか。	宮古島市の施設は宮古島市が確認します。そのために日頃から帳簿整理等をお願いします。
38	制度	事業所が虚偽の申告をした場合の対応について教えてください。	市が調査したのち、差額を納めていただきます。悪質な場合は刑法により重加算税も考えられます。
39	制度	査察が入った場合、申告書や報告書を突合するか。真面目に納税している事業所が損をしないようにしっかり確認してほしいです。	通報を受けた場合や明らかに不正をしている場合などは調査等が入ります。
40	用途	用途について決める検討委員会の人選等はどのように決める予定ですか。	庁内の各部局、観光協会、ホテル事業、観光事業者等を想定しているが、今後詰めていく予定です。
41	用途	法定外目的税は一般財源とは異なるということでしょうか。	一般財源とは異なります。基金に積見立てたうえで、予算を執行し、用途等を公表する予定です。
42	用途	検討部会の組織編成について教えてください。	市役所内の関係部署とホテル事業所、観光協会、観光関連事業社に加わってもらう予定です。
43	その他	宿泊客への周知はどのようにしたらよいですか。	リーフレット・ポスター作成中です。作成できしだい宿泊事業者側に配布いたします。また、宮古島市HP等にも情報発信をしていく予定です。
44	その他	既に実施している自治体を教えてください。	東京都、大阪府、福岡県、福岡市、福岡県北九州市、京都市、石川県金沢市、北海道倶知安町、北海道ニセコ町、北海道床鍋市、長崎市等。
45	その他	宿泊税導入の地域としてのメリットとデメリットについて教えてください。	先行している自治体からのヒアリングにて、 メリット：主に観光部門に還元しており、観光インフラ整備やオーバーツーリズム対策等に使用されています。 デメリット：徴収事務の大変さ等があります。
46	その他	税収の試算額(5億円)について、どのように算出しましたか。	R6年度のエアラインでの入域観光客数および平均宿泊にかかった金額から算定しています。